秋田県立大学生涯学生制度要綱

平成１８年　９月１９日
教　育　本　部　長
改正　平成１９年　２月　９日
改正　平成２０年　３月１９日
改正　平成２２年　１月１８日
改正　平成２４年　２月　８日
改正　平成２５年１２月１１日
改正　平成２６年１１月２７日
改正　平成２７年１０月　１日

（趣旨）
第１条　この要綱は、秋田県立大学生涯学生制度規程（以下、「規程」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（登録）
第２条　生涯学生となることを希望する者は、秋田県立大学長（以下、「学長」という。）に次の書類を提出し、登録の申込みを行わなければならない。
一　生涯学生登録申込書（様式第１号または様式第１号の２）
二　公的な身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート等）
ただし、本学に在籍する学生は学生証
三　規程第５条第１項第３号に規定する教員指導を希望する場合は、指導教員希望申込書（様式第２号）
２　学長は、前項の生涯学生登録申込書に基づき、生涯学生として登録することの適否を決定する。
３　前項の決定内容は、毎月２０日までに受理した生涯学生登録申込書について、原則として翌月１日付けで、生涯学生申込結果通知書（様式第３号）により通知する。
４　申込者は、その結果についての異議を申し立てることはできない。

（図書館の利用）
第３条　教育本部長は、規程第５条第１項第１号の便宜を付与することの適否を決定する。
２　前項の便宜を付与された生涯学生を、秋田県立大学図書館利用要領第２条の（４）の図書・情報センター長が許可した者とみなし、秋田県立大学生涯学生図書館利用者証（様式第４号）を交付する。
３　前項の生涯学生は、図書館入館の際は、職員に秋田県立大学生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証書を提示しなければならない。また、秋田県立大学図書館利用要領をはじめとする関係規則を遵守し、利用にあたっては、職員の指示に従わなければならない。
４　第２項の生涯学生は、郵送による図書の借用を希望するときは、図書借用申込書（様式第５号）により申し込まなければならない。
５　前項の郵送先は、生涯学生の現住所（国内に限る。）とする。
６　生涯学生の図書館利用については、教育本部長が統括し、教育本部各担当チームが事務を執り行う。

（本学開講科目の聴講）
第４条　生涯学生で、規程第５条第１項第２号の便宜の付与を希望する者は、聴講生の入学志願手続きに準じて、聴講のための手続きを行わなければならない。
２　講義担当教員は、生涯学生が、その登録期間中に開催される講義科目(実験・実習科目を含む)の聴講を希望する場合は、希望理由等を確認の上、諾否について意見を述べるものとする。

３　教育本部長は、前項の講義担当教員の意見を尊重した上で、本学開講科目の聴講に係る便宜を付与することの適否を決定する。
４　講義の聴講に係る入学検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
５　学長は、生涯学生から聴講希望科目の提出があった場合は、聴講生に準じて学内手続きを行い、その結果を通知するものとする。
６　生涯学生の本学開講科目等の聴講については、教育本部長が統括し、教育本部各担当チームが事務を執り行う。

（本学教員の指導・助言等）
第５条　生涯学生で、規程第５条第１項第３号の便宜の付与を希望する者は、その指導・助言等を希望する教員３名以内を選定し、指名しなければならない。
２　前項において指名することができる教員は、教授又は准教授とする。
３　第１項により指名された教員は、希望理由等を確認の上、諾否について意見を述べるものとする。
４　教育本部長は、前項の本学教員の意見を尊重した上で、本学教員の指導・助言等に係る便宜を付与することの適否及び指導教員を決定する。
５　指導教員が担当できる生涯学生は３名までとする。
６　第１項の希望者で、指名した教員全員からの応諾が得られなかった者については、個別に調整を行うものとする。
７　指導教員は、生涯学生から、電話、ＦＡＸ、メール又は直接面談による指導・助言依頼があった場合においては、社会通念上、妥当と認められる範囲において、その責務を誠実に果たすものとする。
８　本学教員の指導・助言等については、教育本部長が統括し、教育本部各担当チームが事務を執り行う。

（大学関連行事等の案内）
第６条　教育本部長は、規程第５条第１項第４号の便宜を付与することの適否を決定する。
２　教育本部長及は、第１項の生涯学生に対し、適切な時期に案内を行うものとする。
３　大学関連行事等の案内については、教育本部長が統括し、教育本部各担当チームが事務を執り行う。

（登録内容の変更）
第７条　生涯学生は、学長に次の書類を提出することにより、その登録期間内に登録内容の変更を願い出ることができる。ただし、登録期間は変更することができない。
一　生涯学生登録内容変更申込書（様式第６号）
二　規程第５条第１項第３号に規定する教員指導を希望する場合は、指導教員希望申込書（様式第２号）
２　前項に定めるもののほか、生涯学生の登録内容の変更の手続きについては、第２条第２項から前条までの規定を準用する。

（異動届）
第８条　生涯学生は、その住所等に異動があった際には、速やかに、学長に生涯学生異動届（様式第７号）を提出しなければならない

（登録の取り下げ）
第９条　生涯学生が、その登録の取消を希望するときは、学長に生涯学生登録取消願（様式第８号）を提出しなければならない。
２　学長は、前項の願い出に基づき、生涯学生の登録を取り消すものとする。

（登録の抹消）

第１０条　学長は、生涯学生が本学の名誉を毀損し、又は、毀損するおそれがあると認めるときは、その登録を抹消し、その旨を生涯学生登録抹消通知（様式第９号）により通知するものとする。
２　生涯学生登録抹消通知を受理した者は、そのことについての異議を申し立てることはできない。

（登録期間の更新）
第１１条　生涯学生は、その期間の満了後も引き続き生涯学生となることを希望するときは、学長に次の書類を提出することにより、登録期間の更新を申し込むことができる。
一　生涯学生登録期間更新申込書（様式第１０号）
二　規程第５条第１項第３号に規定する教員指導を希望する場合は、指導教員希望理由書（様式第２号）
２　前項に定めるもののほか、生涯学生の登録期間の更新の手続きについては、第２条第２項から第６条までの規定を準用する。

（所管）
第１２条　この要綱に定めのある事項を除き、この要綱に関する事務は、教育本部長が所管する。
２　生涯学生の管理、調整については、学部・研究科単位で実施するものとし、規程第３条第１号及び第２号に規定する者のうち、システム科学技術学部及びシステム科学技術研究科における卒業生等については本荘キャンパス学生・アドミッションチームが、生物資源科学部及び生物資源科学研究科における卒業生等については秋田キャンパス学生チームが担うものとする。また、同条第３号及び第４号に規定する者については、秋田キャンパス学生チームが対応するものとする。

（広報）
第１３条　この制度の周知については、次の役割にて行う。
一　教育本部各担当チーム　この要綱に定めのある事項のほか、在学生に対する制度の周知並びに卒業生及び学外者に対する制度周知の教員への協力依頼を担うものとする。
二　企画・広報本部企画チーム　この要綱に定めのある事項のほか、学外者に対するこの制度の広報を担うものとし、本学ホームページへの募集掲載をはじめとする各種広報媒体を活用した告知に努めるものとする。

（委任）
第１４条　この制度の実施にあたり必要な事項については、別に定める。

附　則
この要綱は、平成１８年　９月１９日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１９年　２月　９日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２０年　４月　１日から施行する。

附　則（平成２２年　１月１８日）
この要綱は、平成２２年　１月１８日から施行する。

附　則（平成２４年　２月　８日）
この要綱は、平成２４年　２月　８日から施行する。

附　則（平成２５年１２月１１日）
この要綱は、平成２５年１２月１１日から施行する。

附　則（平成２６年１１月２７日）

この要綱は、平成２６年１１月２７日から施行する。

附　則（平成２７年１０月　１日）

この要綱は、平成２７年１０月　１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）（表面）　　（Ａ４サイズ）
卒業生用

平成　　年　　月　　日

生涯学生登録申込書

秋田県立大学長　様

秋田県立大学生涯学生としての登録を申し込みます。
なお、生涯学生となった日以降は、秋田県立大学の生涯学生として、大学の諸規程及び諸指示を順守し、また、社会人としての礼節をもって、法令等に違反する行為や大学の品位を汚すような行為は厳に慎み、母校の発展に寄与するように努めます。

申込者

1　ふりがな
2　氏名
3　住所　〒

4　電話番号　　（自宅）　　（携帯）
5　メールアドレス（ＰＣ）
　　（携帯）
6　生年月日
7　在籍時学籍番号
8　在籍時所属

（学部）	学部	学科（　　年度卒業）
（大学院）	研究科	専攻（　　年度修了・単位取得退学）
（短期大学）	学科	専攻（　　年度卒業）

9　申込内容（希望する内容の欄に「○」を、希望しない内容の欄に「×」を付けてください。）

図書館の利用			
大学関連行事等の案内	Ｅメールによる 大学関連行事の開催案内		希望するメール配信先を丸で囲んでください。 【　Ｐ　Ｃ・携　帯　】
	Ｅメールによる 本学開講科目の聴講募集案内（年２回）		
	郵送による 大学関連行事の開催案内		
	郵送による 本学開講科目の聴講募集案内（年２回）		
開講科目の聴講		※別途、聴講の申込みが必要です。 ※聴講による単位の修得はできません。	
教員の指導・助言		※様式第２号によりお申込みください。	

◎公的な身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート等）を添付してください。

様式第１号（第２条関係）（裏面）　　（Ａ４サイズ）

◎生涯学生に対する提供内容

１　本学図書館の利用

・次に掲げる日を除き、本学図書館の利用ができます（キャンパス・時期により利用可能な時間が異なります）。

①日曜日及び土曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

③１２月２９日から翌年１月３日までの期間

④偶数月の末日。ただし、その日が、①から③までに該当するときは、その日の前においてその日に最も近い休館日以外の日

⑤その他図書館が特に必要と認めた日

・図書館を利用する際は、生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証明書の提　示を行っていただく必要があります。

・図書の貸出は、逐次刊行物以外のものを３冊までできます。なお、貸出期間は２週間以内です。

・直接来館できない場合には、国内居住者に限り、図書を郵送で貸出することもできます。詳細は様式第５号を参照してください。

・蔵書の検索は、本学ホームページ「図書・情報センター」の蔵書検索（OPAC）をご活用ください。

https://libwww.akita-pu.ac.jp/drupal/

・その他、図書館の利用については、各キャンパスの図書館に直接お問い合わせください。

２　本学開講科目の聴講

・開講授業が半年ごとのセメスター制となっていることから、聴講希望者は、セメスター毎に聴講希望科目の選択など、別途申込みの手続きが必要です。

・本学開講科目の聴講募集案内は年２回（前期：２月頃、後期：８月頃）行います。

・手続きについては、その都度、本学ホームページ上に掲載しますので、期間内に忘れずに行ってください。

・聴講申込をしたセメスターの途中で登録期間が満了する場合は、聴講申込と同時に登録期間の更新が必要となります。

・講義の聴講については、入学検定料、入学料及び授業料の納付の必要はありません。

・聴講による単位の修得はできません。

３　本学教員の指導・助言等

・指導・助言等を希望する教員を指名する必要があります。指名することができる教員は、本学に在籍する教授又は准教授に限ります（第３希望まで指名できます）。

・本学に在籍する教員の情報については、本学ホームページ研究者総覧をご活用ください。

http://www.akita-pu.ac.jp/stic/souran/akita.htm

・指名があった教員は、指名者の希望理由等を確認の上、諾否を判断します。実務上、指導教員が担当できる生涯学生の人数には制限があり、応諾が得られない場合もありますのでご留意ください。

・指名した本学教員の応諾が得られなかった場合は、再度本人に希望を確認の上、調整を行います。

・指導教員が決定した場合は、その教員に対し、電話、ＦＡＸ、メール又は直接面談による指導・助言を依頼することができます。

４　大学関連行事等の案内

・公開講座及び公開講演会をはじめとする、本学又は学部で主催する大学関連行事をご案内します。

・申込方法等の必要事項は、その都度お知らせします。

～個人情報の取扱いについて～

「生涯学生登録申込書」に記載された個人情報は、本学から登録申込みをされた方および生涯学生として登録されている方への連絡や各種案内など、生涯学生制度の実施のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第１号の２（第２条関係）（表面）　　（Ａ４サイズ）
在学生用

平成　　年　　月　　日

生涯学生登録申込書

秋田県立大学長　様

秋田県立大学生涯学生としての登録を申し込みます。
なお、生涯学生となった日以降は、秋田県立大学の生涯学生として、大学の諸規程及び諸指示を順守し、また、社会人としての礼節をもって、法令等に違反する行為や大学の品位を汚すような行為は厳に慎み、母校の発展に寄与するように努めます。

申込者

1　所属　　学部・研究科　　学科・専攻

2　学籍番号

3　氏名

4　住所　〒

※卒業および修了後の住所を記入してください。

5　電話番号　（自宅）　　（携帯）

6　メールアドレス　（ＰＣ）
（携帯）

7　申込内容（希望する内容の欄に「○」を、希望しない内容の欄に「×」を付けて下さい。）

図書館の利用			
大学関連行事等の案内	Ｅメールによる 大学関連行事の開催案内		希望するメール配信先を丸で囲んでください。 【　Ｐ　Ｃ・携　帯　】
	Ｅメールによる 本学開講科目の聴講募集案内（年２回）		
	郵送による 大学関連行事の開催案内		
	郵送による 本学開講科目の聴講募集案内（年２回）		
開講科目の聴講		※別途、聴講の申込みが必要です。 ※聴講による単位の修得はできません。	
教員の指導・助言		※様式第２号によりお申込みください。	

◎学生証を提示してください。

様式第１号の２（第２条関係）（裏面）　　（Ａ４サイズ）

◎生涯学生に対する提供内容

１　本学図書館の利用

・次に掲げる日を除き、本学図書館の利用ができます（キャンパス・時期により利用可能な時間が異なります）。

①日曜日及び土曜日
②国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
③１２月２９日から翌年１月３日までの期間
④偶数月の末日。ただし、その日が、①から③までに該当するときは、その日の前においてその日に最も近い休館日以外の日
⑤その他図書館が特に必要と認めた日

・図書館を利用する際は、生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証明書の提示を行っていただく必要があります。
・図書の貸出は、逐次刊行物以外のものを３冊までできます。なお、貸出期間は２週間以内です。
・直接来館できない場合には、国内居住者に限り、図書を郵送で貸出することもできます。詳細は様式第５号を参照してください。
・蔵書の検索は、本学ホームページ「図書・情報センター」の蔵書検索（OPAC）をご活用ください。
https://libwww.akita-pu.ac.jp/drupal/
・その他、図書館の利用については、各キャンパスの図書館に直接お問い合わせください。

２　本学開講科目の聴講

・開講授業が半年ごとのセメスター制となっていることから、聴講希望者は、セメスター毎に聴講希望科目の選択など、別途申込みの手続きが必要です。
・本学開講科目の聴講募集案内は年２回（前期：２月頃、後期：８月頃）行います。
・手続きについては、その都度、本学ホームページ上に掲載しますので、期間内に忘れずに行ってください。
・聴講申込をしたセメスターの途中で登録期間が満了する場合は、聴講申込と同時に登録期間の更新が必要となります。
・講義の聴講については、入学検定料、入学料及び授業料の納付の必要はありません。
・聴講による単位の修得はできません。

３　本学教員の指導・助言等

・指導・助言等を希望する教員を指名する必要があります。指名することができる教員は、本学に在籍する教授又は准教授に限ります（第３希望まで指名できます）。
・本学に在籍する教員の情報については、本学ホームページ研究者総覧をご活用ください。
http://www.akita-pu.ac.jp/stic/souran/akita.htm
・指名があった教員は、指名者の希望理由等を確認の上、諾否を判断します。実務上、指導教員が担当できる生涯学生の人数には制限があり、応諾が得られない場合もありますのでご留意ください。
・指名した本学教員の応諾が得られなかった場合は、再度本人に希望を確認の上、調整を行います。
・指導教員が決定した場合は、その教員に対し、電話、ＦＡＸ、メール又は直接面談による指導・助言を依頼することができます。

４　大学関連行事等の案内

・公開講座及び公開講演会をはじめとする、本学又は学部で主催する大学関連行事をご案内します。
・申込方法等の必要事項は、その都度お知らせします。

～個人情報の取扱いについて～

「生涯学生登録申込書」に記載された個人情報は、本学から登録申込みをされた方および生涯学生として登録されている方への連絡や各種案内など、生涯学生制度の実施のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第２号（第２条・第７条・第１１条関係）　　（Ａ４サイズ）

平成　　年　　月　　日

指導教員希望申込書

秋田県立大学長　様

【申込者】

（氏　　名）

（学籍番号）

私は、次の理由により、貴学教員の指導・助言等を希望します。

１　指導・助言等を受けたい内容

※この内容で教員の諾否の判断が行われますので詳細に記入してください。
スペースが不足の場合は、別紙としてください。

２　指導・助言等を希望する教員

	所属（学部・学科）	職　　名	氏　　名
第１希望			
第２希望			
第３希望			

※複数の教員からの指導を希望する場合は、指導教員希望申込書を希望する教員１名につき１部ずつ提出してください。同時に指導を依頼できる人数は３名までです。

【参考】

○在籍時学部・学科、研究科・専攻等

○職業（会社名）・職務内容等

様式第３号（第２条・第７条・第１１条関係）　　（Ａ４サイズ）

平成　　年　　月　　日

生涯学生申込結果通知書

様

秋田県立大学長

◎応諾の場合

あなたを、秋田県立大学生涯学生として登録します。
本学卒業生・修了生等としての自覚を持ち、本学諸規程を遵守の上、一層の学修に努めてください。
なお、あなたの登録番号は「　　」、登録期間は「平成　　年　月　日から平成　　年　月　日」までです。
また、提供する支援は次のとおりです。

◆本学図書館の利用
※条件：
◆大学関連行事等の案内
※条件：
◆本学開講講義の聴講
※条件：
◆本学教員の指導・助言等
※条件：

◎却下の場合

あなたから登録の申込みがあった生涯学生については、次の理由により、応諾できませんのでご了承ください。

【応諾できない理由】

様式第４号（第３条第２項関係）

（表　面）

秋田県立大学生涯学生

図書館利用者証

氏　　名

登録番号

有効期限：平成　年　月　日　から　平成　年　月　日まで

〇〇キャンパス（※発行キャンパス名・連絡先を記入）

〒010-0195　秋田市下新城中野字街道端西241-438

TEL 018-872-1561

（裏　面）

【留意事項】

１　図書館を利用する際は、図書館職員にこの利用者証を提示して下さい。

２　図書館の休館日は次のとおりです。

①日曜日及び土曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

③１２月２９日から翌年１月３日までの期間

④偶数月の末日。ただし、その日が、①から③までに該当するときは、その日の前においてその日に最も近い休館日以外の日

⑤その他図書館が特に必要と認めた日

３　利用時間は、時期によって異なりますので、直接図書館にお問い合わせください。

様式第５号（第３条関係）（表面）

平成　　年　　月　　日

図書借用申込書

秋田県立大学
図書・情報センター長　様

下記の図書の現物借用をお願いいたします。
なお、借用しました上は、責任をもって返却いたします。

太枠内をご記入ください。

借用希望図書	書　名			
	編著者名			
	出 版 社		出 版 年	
	資料ＩＤ		請求記号	
借　用　者	氏　名			
	登録番号			
	住　所 (送付先)	〒		
	ＴＥＬ		ＦＡＸ	

図 書 館 記 入 欄	
受　付　日	
送　付　日	
返却予定日	
返却確認日	

様式第５号（第３条関係）（裏面）　　（Ａ４サイズ）

◎図書借用申込書の利用について

・必要事項を記入した図書借用申込書に、秋田県立大学生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証書の写しを添付し、郵送やＦＡＸ等でお申し込みください。送付先は現住所（国内に限る）を記入してください。
・図書１冊につき、１枚の申込書を提出してください。
・図書の検索は、秋田県立大学ホームページの「図書・情報センター」から、蔵書検索（OPAC）をご活用ください。
　https://libwww.akita-pu.ac.jp/drupal/
・図書の貸出は、逐次刊行物以外のものを３冊までできます。なお、貸出期間は２週間以内です。
・予約がない場合のみ、一回に限り貸出の延長ができます（２週間）。ご希望の際はメール、FAX、電話等でご連絡ください。
・図書館から送付する際の送料は大学が負担しますが、図書館へ返却する際の送料はご負担ください。
・返却する際、簡易書留あるいは宅配便など確実に届く方法で送付してください。直接来館して返却することもできます。
・返却する際は、貸出時に図書館から送った封筒に入れてご返却ください。別の封筒をご使用の場合は図書が傷まないよう梱包にご注意ください。返却は、図書を送付した図書館へお願いします。

【図書貸出・図書借用申込書に関するお問い合わせ先】

秋田県立大学図書・情報センター
●秋田キャンパス　〒010-0195　秋田市下新城中野字街道端西241-438
TEL：018-872-1561　FAX：018-872-1674
E-mail：a_library@akita-pu.ac.jp

●本荘キャンパス　〒015-0055　由利本荘市土谷字海老ノ口84-4
TEL：0184-27-2049　FAX：0184-27-2185
E-mail：h_library@akita-pu.ac.jp

●大潟キャンパス　〒010-0444　南秋田郡大潟村字南2-2
TEL：0185-45-2028　FAX：0185-45-2021
E-mail：toshokan@akita-pu.ac.jp

～個人情報の取扱いについて～
「図書借用申込書」に記載された個人情報は、図書の利用をご希望された方への連絡や対応管理など、生涯学生制度の実施に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第６号（第７条関係）（表面）　　（Ａ４サイズ）

平成　　年　　月　　日

生涯学生登録内容変更申込書

秋田県立大学長　様

【生涯学生】

（氏　　名）

（登録番号）

私は、秋田県立大学生涯学生登録内容の変更を希望しますので、次により申込みをします。

◆申込内容（希望する内容の欄に「○」を、希望しない内容の欄に「×」を付けてください。）

<table>
<tr><td colspan="2">図書館の利用</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">大学関連行事等の案内</td><td>Ｅメールによる
大学関連行事の開催案内</td><td></td><td rowspan="2">希望するメール配信先を丸で囲んでください。
【　Ｐ　Ｃ・携　帯　】</td></tr>
<tr><td>Ｅメールによる
本学開講科目の聴講募集案内（年２回）</td><td></td></tr>
<tr><td>郵送による
大学関連行事の開催案内</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>郵送による
本学開講科目の聴講募集案内（年２回）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">開講科目の聴講</td><td colspan="2">※別途、聴講の申込みが必要です。
※聴講による単位の修得はできません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">教員の指導・助言</td><td colspan="2">※様式第２号によりお申込みください。</td></tr>
</table>

◎住所、氏名等に変更があった場合は、様式第７号を提出してください。

様式第７号（第８条関係）　　（Ａ４サイズ）

平成　　年　　月　　日

生涯学生異動届

秋田県立大学長　様

【生涯学生】

（氏　　名）

（登録番号）

次のとおり住所等が変更になりましたので届け出ます。

◆変更箇所についてご記入ください。

【変更前内容】

（住　所）　〒

（氏　名）

（電話番号：自宅）

（電話番号：携帯）

（メールアドレス：ＰＣ）

（メールアドレス：携帯）

【変更後内容】

（住　所）　〒

（氏　名）

（電話番号：自宅）

（電話番号：携帯）

（メールアドレス：ＰＣ）

（メールアドレス：携帯）

◎住所、氏名等に変更のあった場合は、確認できる公的な身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート等）を添付してください。

様式第８号（第９条関係）　　（Ａ４サイズ）

平成　　年　　月　　日

生涯学生登録取消願

秋田県立大学長　様

【生涯学生】

（住　　所）〒

（氏　　名）

（登録番号）

秋田県立大学生涯学生としての登録を取消してくださるようお願いします。

様式第９号（第１０条関係）　　（Ａ４サイズ）

平成　　年　　月　　日

生涯学生登録抹消通知

様

秋田県立大学長

次の理由により、あなたの秋田県立大学生涯学生としての登録を抹消しますので通知します。

【抹　消　理　由】

様式第１０号（第１１条関係）（表面）　　（Ａ４サイズ）

平成　　年　　月　　日

生涯学生登録期間更新申込書

秋田県立大学長　様

【生涯学生】

（氏　名）

（登録番号）

私は、秋田県立大学生涯学生としての登録期間の更新を希望しますので、次により申込みをします。

申込者

1　ふりがな

2　氏名

3　住所　〒

4　電話番号　（自宅）　　（携帯）

5　メールアドレス　（ＰＣ）

（携帯）

6　申込内容（希望する内容の欄に「○」を、希望しない内容の欄に「×」を付けてください。）

図書館の利用			
学関連行事等の案内	Ｅメールによる 大学関連行事の開催案内		希望するメール配信先を丸で囲んでください。 【　Ｐ　Ｃ・携　帯　】
	Ｅメールによる 本学開講科目の聴講募集案内（年２回）		
	郵送による 大学関連行事の開催案内		
	郵送による 本学開講科目の聴講募集案内（年２回）		
開講科目の聴講		※別途、聴講の申込みが必要です。 ※聴講による単位の修得はできません。	
教員の指導・助言		※様式第２号によりお申込みください。	

◎住所、氏名等に変更のあった場合は、確認できる公的な身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート等）を添付してください。